



POLICE Information

全国地域安全運動の実施

「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに10月11日（日）から10月20日（火）までの10日間、「全国地域安全運動」が実施されます。この運動は、犯罪のない安全な社会を実現するために防犯協会をはじめとする関係機関、自治体、防犯ボランティア団体等と警察が連携し、各地でパトロールや防犯キャンペーンなどに取り組むものです。

◎高森警察署重点 「侵入盗と万引きの防止」

身近に潜む銃器 ～あなたの情報提供をお待ちしています～

拳銃110番報奨制度

フリーダイヤル「0120-110-3774」で警察が拳銃の情報を受け付け、その情報提供により拳銃等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った場合、報奨金を支払う制度があります。詳しくは「熊本県警察のホームページ (<http://www.police.pref.kumamoto.jp>)」をご覧ください。

旧軍用拳銃などが眠っていませんか

旧軍用拳銃は、大事な形見や遺品であっても所持することが法律で禁止されています。遺品整理などで旧軍用拳銃が見つかったときは、最寄りの警察署・駐在所へ通報してください。

自首減免制度 ～隠し持っていた拳銃を処分したい！～

正当な理由なく拳銃を譲り受けたり所持したりすれば罪となります。しかし自ら進んで警察にその拳銃を提出した場合は、これらの罪は減軽または免除されます。

〈問い合わせ〉 高森警察署 TEL(62)0110

なごんごも

南部分署

秋の全国火災予防週間が始まります。

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、一人一人が、火災予防に対する意識を持つことにより火災による焼死事故や貴重な財産の損失を防ぎ、放火されにくい、「火災に強い街づくり」のために、毎年、11月9日～15日までの1週間を「秋の全国火災予防運動期間」と定めています。

家庭でのストーブ火災にご注意

火災にはさまざまな原因がありますが、この時期に増えてくるのが「ストーブ」が原因の火災です。

そこで今回は「ストーブ」の正しく安全に使うポイントを紹介します。

「ストーブ」を安全に取り扱うための6つのポイント！

- ① タンクから灯油の漏れがないか確認！
特に蓋の締め忘れや緩みに注意しましょう。
- ② ストーブの上で衣類の乾燥はしない！
衣類がストーブに落ちた場合は火災の原因になる恐れがあります。
- ③ 燃えやすい物の近くで使わない！
ストーブのそばに紙類やライター、スプレー缶などを置くことはやめましょう。
- ④ 指定された燃料を使う！
火災の原因になりますので、誤ってガソリン等を入れないよう注意しましょう。
- ⑤ 1時間に1～2回換気を行う！
換気が不十分だと一酸化炭素中毒に陥る危険性があります。
- ⑥ 定期的に点検する！
ファンヒーターなどはフィルターの掃除などを定期的に行いましょう。

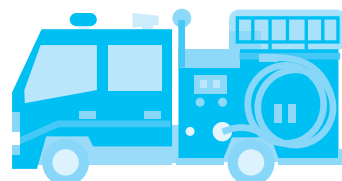
これらに注意して取り扱いましょう。

本格的な冬到来の前にストーブの点検をされてみてはいかがでしょうか。

平成27年度「甲種防火管理新規講習」のご案内

講習日 11月12日(木)・13日(金)の2日間
場 所 阿蘇広域消防本部
受付場所 南部分署ほか阿蘇消防各署所
その他不明な点につきましては、阿蘇広域消防本部予防課までお問い合わせください。
TEL 0967(34)0119

○平成27年度全国統一防火標語
「無防備な 心に火災が かくれんば」



〈お問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL(62)9034 火事・救急 119